

# 川越町

## 第10期 高齢者保健福祉計画 第9期 介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度

### 概要版

笑顔で支え合う、誰もが安心して  
自分らしく暮らし続けられる町



令和6年3月◆川越町

## 計画策定にあたって

この計画は、将来的に本格化する高齢社会に向けて、総合計画がめざす「支え合いで安心な暮らしができるまちづくり」のもとで、川越町の地域特性に応じた「地域包括ケアのしくみ」を深化・推進するとともに、介護保険事業の円滑な運営と計画的な基盤整備を推進するため策定するものです。

この計画は、令和6(2024)～8(2026)年度までの3年間を計画期間とし、さらに、令和22(2040)年を見据え、中長期的な見通しの中で、必要な方策を打ち出すこととします。

## 基本理念

人口の高齢化が今後ますます進行する一方、支え手となる「現役世代」が徐々に減る傾向にある中で、持続可能な介護保険制度のもと、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、一人ひとりの能力に応じて自立した日常生活を営めるよう「地域包括ケアシステム」を深化・推進し、確固たるものにしていかなければなりません。

このため、介護サービスの充実はもとより、医療、介護予防、日常生活の支援、住まいなどが

1 要介護状態を予防、軽減し、自立生活を支える

2 住み慣れた地域で暮らしつづける

3 認知症の人が希望を持って暮らす

4 地域みんなで支え合う

5 一人ひとりの尊厳を守り、安心を確保する

6 高齢者の生きがいと活躍の場をつくる

7 一人ひとりに合ったサービスを提供する

が包括的に確保されることが重要であると同時に、地域住民と行政など多様な主体が協働し、地域全体で支え合うまちづくりを進めることによって、「地域共生社会」を実現していくことが求められます。

こうしたことから、高齢者施策の基本理念として、左の7つを掲げます。

## 基本目標

### 笑顔で支え合う、誰もが安心して自分らしく暮らし続けられる町

基本理念のもと、これまでの取り組みを発展させ、専門職のネットワークによる支援体制とともに、身近な地域での見守りや地域の協力者による支援の充実によって、「地域の福祉力」をより一層高めていくことに加え、介護の必要性のあるなしに関わらず誰もが「安心して自分らしく」暮らし続けられることをめざします。

# 施策の体系

## 施策の方向

### 第3部 各論 (基本施策)

<b>第1章</b> 要介護状態を予防、軽減し、 自立生活を支えるために	(1) 介護予防事業の推進 (2) 生活支援サービス事業の推進
<b>第2章</b> 住み慣れた地域で暮らし続けるために	(1) 地域包括ケア体制の構築 (2) 介護予防・生活支援の基盤づくり (3) 在宅医療と介護の連携
<b>第3章</b> 認知症の人が希望を持って暮らすために	(1) 認知症の人への支援 (2) 認知症の人を支える地域づくり
<b>第4章</b> 地域みんなで支え合うために	(1) 地域での相互支援体制の充実 (2) 福祉意識・福祉教育の充実
<b>第5章</b> 一人ひとりの尊厳を守り、 安心を確保するために	(1) 情報提供と総合相談の充実 (2) 権利擁護の推進 (3) 虐待の防止 (4) 安全なまちづくり
<b>第6章</b> 高齢者の生きがいと活躍の場を つくるために	(1) 高齢者による地域活動の促進 (2) 高齢者の移動手段的確保
<b>第7章</b> 一人ひとりに合ったサービスを 提供するために	(1) 介護保険サービスの提供と質の向上 (2) 介護人材の確保と業務効率化 (3) 多様な住まいの確保 (4) 介護者への支援 (5) ひとり暮らし高齢者等への支援

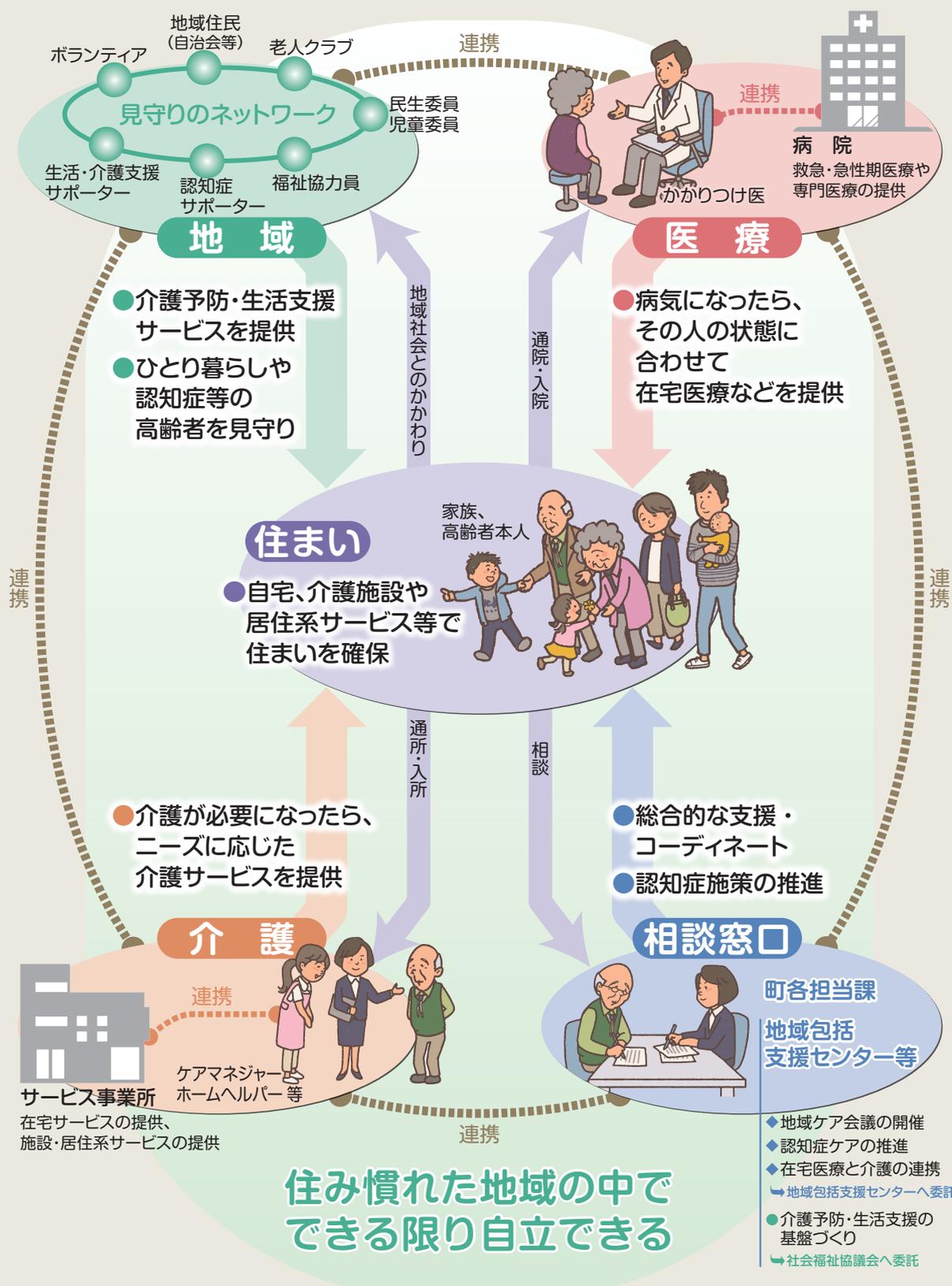
### 第4部 介護保険事業の 運営

<b>第1章</b> 介護保険サービスの提供と 地域支援事業の実施(量の見込み)	(1) 予防給付サービスの提供 (2) 介護給付サービスの提供 (3) 地域密着型サービスの提供 (4) 地域支援事業の実施
<b>第2章</b> 介護保険事業費の算出	(1) サービス別給付費の見込み (2) 標準給付費の算出 (3) 地域支援事業費の見込み (4) 総事業費の見込み
<b>第3章</b> 介護保険料の算出	(1) 保険給付費等の財源 (2) 保険料の設定額 (3) 所得段階別保険料率
<b>第4章</b> 介護保険事業の健全化	(1) 低所得者等への負担軽減 (2) 給付の適正化 (3) 事業の適正運営

### 第5部 計画の推進に あたって

<b>第1章</b> 計画の推進体制
<b>第2章</b> 計画の進行管理
<b>第3章</b> 災害や感染症対策にかかる体制整備

# 地域包括ケアシステムのイメージ



引き続き、高齢者の住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて、地域包括支援センターの機能の充実を図りつつ、各関係機関との情報及び課題の共有化を図ります。

# 主な事業

## 1 要介護状態を予防、軽減し、自立生活を支えるために

高齢者の保健事業と  
介護予防の一体的実施

データの共有や医療専門職によるアプローチを通じて、後期高齢者等の保健事業と介護予防事業との一体的実施を推進し、フレイルを予防し健康寿命を延伸するため、それらを切れ目なく一体的に実施します。

## 2 住み慣れた地域で暮らしつづけるために

地域包括ケアにかかる  
啓発の推進

地域包括ケア研修会を開催するなど、地域包括ケアに関するテーマについて、住民への啓発を行います。

生活支援のコーディネート

生活支援コーディネーターが地域に出向き、ニーズの収集及び活動にかかる情報提供を行うとともに、ニーズと活動とのマッチングを進め、必要な資源開発を促します。

## 3 認知症の人が希望を持って暮らすために

認知症ケアの推進、  
認知症への理解の促進

認知症の早期発見と認知症の人や家族への支援が図られるよう、認知症初期集中支援チームや地域の専門医・専門医療機関との連携を強化します。また、あらゆる世代の住民に対し、認知症への理解や知識を深めるための啓発とともに、認知症サポーターの養成を進めます。

## 4 地域みんなで支え合うために

地域福祉の担い手の養成、  
地域における通いの場づくり

生活・介護支援サポーター養成事業を継続し、ひとりでも多くの地域福祉の担い手を養成します。また、養成したサポーターを中心とした地域におけるサロン活動を支援し、地域における通いの場の充実を図ります。

## 5 一人ひとりの尊厳を守り、安心を確保するために

成年後見制度の啓発と  
利用促進

成年後見制度の啓発とともに専門機関との連携により相談体制を充実させ、利用の促進を図ります。

サービス提供事業所における  
防災対策の促進

事業所の安全対策や避難対策の徹底を図るため、避難確保計画の作成・更新支援や業務継続計画の適切な運用を促し、災害への備えと災害後の事業継続が図られるよう、防災対策を促進します。

## 6 高齢者の生きがいと活躍の場をつくるために

移動手段の確保

ふれあいバスの小型化による巡回ルートの見直しや、より高齢者のニーズや利用実態に即した移動手段の方策の検討を進め、必要な事業を実施します。

## 7 一人ひとりに合ったサービスを提供するために

介護人材の育成・確保

介護の仕事に興味を持ってもらうため、小・中学校との連携による魅力発信や職業体験等の啓発活動を充実させます。

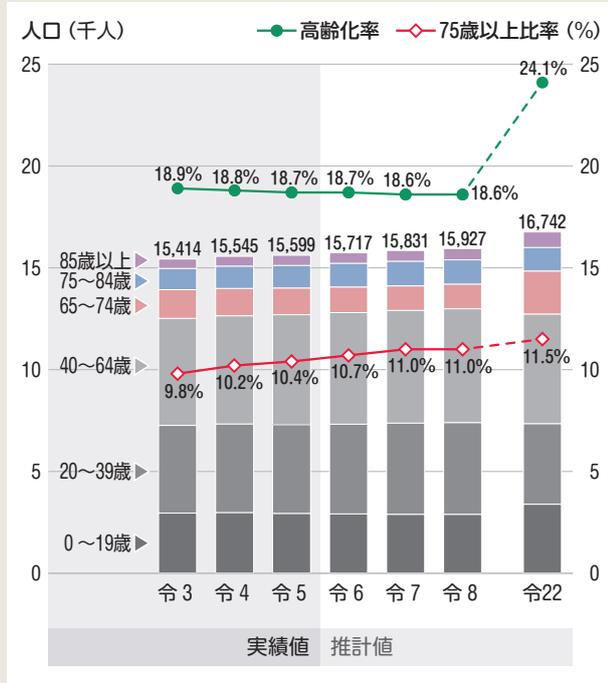
有料老人ホーム等の  
適正運営の促進

居宅介護支援事業所等へのケアプラン点検を行い、必要に応じて運営指導を実施するなど高齢者向け住まいにおける適正な運営を促進します。

# 基本的指標に関する将来目標

計画期間(令和6～8年度)の人口及び認定者数を次のように見込みます。

## ◆年齢別人口の推移・推計



※令和6(2024)年以降は、平成30(2018)年～令和5(2023)年の各年10月1日時点の住民基本台帳人口の推移をもとに、コホート変化率法を用いて推計しています。

## ◆要介護度別認定者数の推移・推計

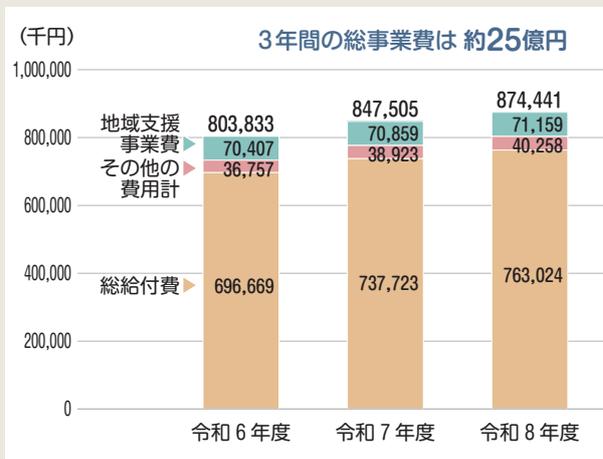


※令和6年(2024)以降は、令和3(2021)年～令和5(2023)年の男女別・年齢別認定率を一定で推移するものと仮定し、人口推計値に掛け合わせて推計しています。

※認定者数には住所地特例分を含みます。認定率は全認定者数を65歳以上人口で割ったものです。

# 介護保険事業費の算出

介護保険事業にかかる総事業費は、標準給付費見込額(総給付費にその他の費用を加えたもの)と地域支援事業費見込額を合計し、次の通り見込みます。



※本計画期間におけるサービス全体の総給付費見込額は、要介護度別に推計した各サービスの目標事業量(見込み)と要介護度別のサービス標準単価を乗じて推計されます。

※地域支援事業費には、介護予防・日常生活支援総合事業や地域包括支援センターの運営に加え、認知症初期集中支援チームや生活支援コーディネーターといった包括的支援事業及び任意事業の推進にかかる費用など、地域包括ケアシステムの構築にかかわるものが含まれています。

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

## 介護保険料の算出

介護保険事業にかかる費用は、40歳以上の住民からの介護保険料と、国・都道府県・市町村の財源(公費)でまかなわれており、国民みんなで支えるしくみになっています。

このうち、第1号被保険者の負担割合は前計画に引き続き給付費の23%(市町村の高齢化率や所得水準の状況によって調整交付金が変わり、川越町は約25%と見込みます。)が第1号被保険者の保険料によりまかなわれることとなります。

利用者負担分は、原則として費用額の10%となり、一定以上の所得がある人がサービスを利用した場合は、費用額の20%または30%を負担することになります。

### ◆介護給付サービス、予防給付サービスにかかる費用額の財源構成

利用者負担		費用額			
		介護給付費・予防給付費			
		保険料 1/2		公費 1/2	
		保険料		公費	
第1号被保険者保険料 23%		第2号被保険者保険料 (支払基金から交付) 27% (定率)		国	県
		調整 交付金 5%	20% (定率)	12.5% (定率)	12.5% (定率)

保険料収納必要総額(3年間)は、次の方法で算出し、現時点で約6億2千万円になる見込みです。

3年間の 総事業費	×	第1号被保険者の 負担割合 23%	+	調整交付金 相当額*1	-	調整交付金 見込額*2	-	介護保険給付費 支払準備基金取崩額	=	保険料収納 必要総額
580,929千円				118,330千円		52,431千円		31,000千円		615,828千円

\*1 調整交付金相当額と \*2 調整交付金見込額との差額は第1号被保険者の負担となります。

さらに、収納必要総額を保険料収納率で割って保険料賦課総額(3年間)を算出し、所得段階別加入割合を考慮して介護保険料基準額を算出すると、5,450円/月となります。

保険料収納 必要総額	÷	予定保険料 収納率	÷	所得段階別加入割合補正後 第1号被保険者数	÷	12か月	=	保険料標準月額 (基準額)
615,828千円		98.5%		9,560人		12		5,450円

## ◆第1号被保険者(65歳以上の方)の所得段階別保険料

本町においては、国から示された標準の基準に準じ、所得に応じた保険料設定の多段階化(第8期計画での11段階から13段階に変更)を行うとともに、所得区分の一部(第10段階以上)を見直します。

ただし、基準となる第5段階の保険料は、第8期計画から据え置きます。

なお、各段階の基準額に対する割合は、第8期計画からの激変緩和を図るため、第4、第6及び第11から第13段階までの各段階で国の標準よりも引き下げることとします。

所得段階	所得などの条件		基準額に対する割合	保険料月額	保険料年額
第1段階	本人が町民税非課税	①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者 ③本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.285 (×0.455)	1,553円 (2,479円)	18,636円 (29,748円)
第2段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	×0.485 (×0.685)	2,643円 (3,733円)	31,716円 (44,796円)
第3段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	×0.685 (×0.69)	3,733円 (3,760円)	44,796円 (45,120円)
第4段階	世帯課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.865	4,714円	56,568円
第5段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	×1.00 (基準額)	5,450円	65,400円
第6段階	本人が町民税課税	本人の合計所得金額が120万円未満の人	×1.165	6,349円	76,188円
第7段階		本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	×1.30	7,085円	85,020円
第8段階		本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	×1.50	8,175円	98,100円
第9段階		本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	×1.70	9,265円	111,180円
第10段階		本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	×1.90	10,355円	124,260円
第11段階		本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	×2.00	10,900円	130,800円
第12段階		本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	×2.20	11,990円	143,880円
第13段階	本人の合計所得金額が720万円以上の人	×2.30	12,535円	150,420円	

※第1～第3段階の括弧内は、公費による負担軽減前の割合及び保険料額です。

ホームページもあわせてご覧ください <https://www.town.kawagoe.mie.jp/>

川越町 第10期 高齢者保健福祉計画・第9期 介護保険事業計画【令和6年度～令和8年度】 概要版

発行/川越町 発行年月/令和6年3月

編集/川越町福祉課 〒510-8588 三重県三重郡川越町大字豊田一色280番地 TEL059-366-7116 FAX059-365-5380